

平成 30 年 9 月 11 日

許可業者の皆様

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

## 交通事故防止の取組みについて(通知)

先日、本市ごみ収集車両(軽四輪)が交差点を右折しようとしたところ、前から走行してきた自転車と接触し、自転車に乗られていた女性の生命が失われるという重大事故を発生させました。

本市として、今後、二度とこのような事故を起こすことのないよう、事故の原因究明と再発防止に総力を挙げて取り組んでまいります。

本市では一般廃棄物の収集運搬について、家庭ごみは直営又は委託で、事業系ごみについては排出者自ら又は許可業者とする旨、一般廃棄物処理計画で規定しています。本市の一般廃棄物収集運搬の多くを担っている許可業者においても、再度、下記内容について実施し、従業員に対し安全運転について周知徹底することにより、交通事故防止に万全を期すようお願いいたします。

また、平成 30 年度交通事故撲滅に向けた重点項目についても、各許可業者において、従業員に周知徹底してください。

### 記

・各社の責任者等が定期的にドライブレコーダーの映像確認や同乗チェックにより、従業員の交通法規の遵守状況(信号・制限速度・一時停止厳守等)や危険運転(狭隘路でのスピードの出しすぎなど)の有無について確認し、問題があった場合従業員に対し、改善指導を行うこと。

### 【平成 30 年度交通事故撲滅に向けた重点目標】

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 歩道への乗り上げ、車両の逆止めを行わないこと。
- 事故を未然に防ぐため、安全確認・危険予測に努めること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- 後部スライドゲートの閉口を徹底すること。